

【宇陀市】介護予防・日常生活支援総合事業のご案内（要支援1・2の方へ）

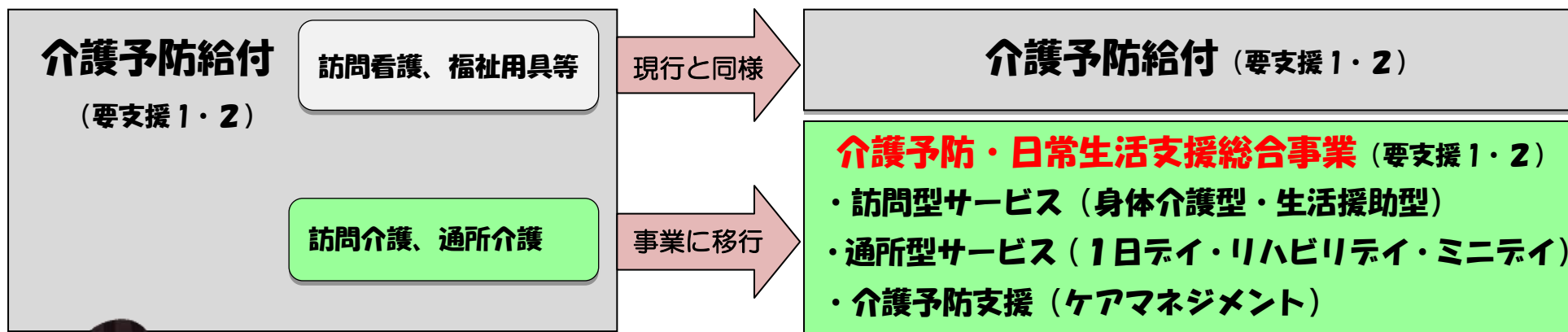
平成29年4月から「**介護予防・日常生活支援総合事業**」がスタートします。

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援の方の介護予防と日常生活の自立を目的とした支援を実施します。要支援の方が、これまでの介護予防給付として実施されていた「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」が、総合事業として実施されることとなります。

（*訪問看護や福祉用具の貸与などは、従来通り、介護予防給付として受けることができます。）

【現 行】

【平成29年4月～】



【支給限度額】

介護予防給付
+
介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1	50,030
要支援2	104,730

介護予防・日常生活支援総合事業

【訪問型サービス】（身体介護型・生活援助型）



ホームヘルパーやライフサポーターが訪問し、利用者ができる限り自分でできることが増えるよう支援します。

（＊ライフサポーターとは、生活援助を実施する必要な講習を修了した人）

	今までの訪問介護	介護予防・日常生活支援総合事業	
		身体介護型	生活援助型
サービス内容	利用者が必要とする、 身体介護及び生活援助	○入浴、清拭、排せつの世話等 身体介護を伴うもの ○糖尿病、腎臓食等の調理 (医師の指示がある場合)	○生活援助 洗濯、居室の掃除、一般的な調理、 薬の受け取り、生活必需品の買い物
利用料金	週 1 回 1,168 単位(月) 週 2 回 2,335 単位(月) 週 3 回 3,704 単位(月) ★週3回は要支援2の方のみ	週 1 回 266 単位(回) 週 2 回 270 単位(回) 週 3 回 285 単位(回) ★週3回は要支援2の方のみ	週 1 回 225 単位(回) 週 2 回 225 単位(回) 週 3 回 225 単位(回) ★週3回は要支援2の方のみ

各事業所により、各種加算などが違います。
詳しい料金については、担当のケアマネジャーにおたずねください。

(1 単位 10.21 円)

注) 自己負担額は 1 割及び 2 割負担があります。

介護予防・日常生活支援総合事業



【通所型サービス】（1日デイサービス・リハビリデイ・ミニデイ）

利用者ができる限り自分でできることが増えるよう、デイサービスセンターで食事や入浴、体操や筋力トレーニングを通じて生活機能・社会的機能の維持向上を図ります。

	今までの通所介護	介護予防・日常生活支援総合事業		
		1日デイサービス	リハビリデイ	ミニデイ
サービス内容	デイサービスセンターで食事や入浴、体操や筋力トレーニングを行います。	○現在のデイサービス生活上の支援（食事入浴など）や運動機能向上訓練などを行う	○半日（4時間未満）のデイサービス運動機能向上訓練に特化したデイサービス	○半日（4時間未満）のデイサービス体操、運動、レクリエーションなどを行う
利用料金	週1回 1,647 単位（月） 週2回 3,377 単位（月）	週1回 378 単位（回） 週2回 389 単位（回）	週1回 320 単位（回） 週2回 330 単位（回） ☆運動機能向上加算 225 単位（月）	週1回 265 単位（回） 週2回 272 単位（回） ☆入浴加算 50 単位（回）

★週2回の利用は要支援2の方が対象です。

（1単位10.14円）

各事業所により、各種加算などが違います。
詳しい料金については、担当のケアマネジャーにおたずねください。

注）自己負担額は1割及び2割負担があります。